

15 ひとり親世帯の平成17年の年間収入

(1) 平均年間収入等

ア 母子世帯の平成17年の平均年間収入（平均世帯人員 3.30 人）は 213 万円（前回調査 212 万円）、平均年間就労収入は 171 万円（前回調査 162 万円）となっている。

イ 一方、父子世帯の平均年間収入（平均世帯人員 4.02 人）は421 万円（前回調査 390 万円）となっている。

表15-(1)-1 平成17年の母子世帯の年間収入状況

		平成14年	平成17年
平均世帯人員		3.36人	3.30人
平均収入		212万円	213万円
就労収入		162万円	171万円
年間収入分布の代表値	第Ⅰ4分位	113万円	118万円
	就労収入	74万円	81万円
	第Ⅱ4分位（中央値）	183万円	187万円
	就労収入	133万円	140万円
	第Ⅲ4分位	276万円	270万円
	就労収入	218万円	221万円
世帯人員1人当たり平均収入金額		63万円	65万円

(注) ・平均収入とは、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えた全ての収入の額である。

(参考) 全世帯と母子世帯の比較

	全世帯	母子世帯	一般世帯を100とした場合の母子世帯の平均収入
平成14年	589.3万円	212万円	36.0
平成17年	563.8万円	213万円	37.8

(注) 全世帯については国民生活基礎調査の平均所得の数値。

表15-(1)-2 平成17年の父子世帯の年間収入状況

	平成14年	平成17年
平均世帯人員	3.97人	4.02人
平均収入	390万円	421万円
世帯人員1人当たり平均収入金額	98万円	105万円

(2) 就労収入の構成割合

ア 就業している母のうち「常用雇用者」の平均年間就労収入は 257 万円、「臨時・パート」では 113 万円となっている。

イ 仕事の内容別にみると、「専門的・技術的職業」が 278 万円、「事務」が 191 万円、「販売」が 140 万円、「サービス職業」が 139 万円となっている。

ウ 就業している父のうち「常用雇用者」の平均年間就労収入は 431 万円となっている。

表 1 5 - (2) - 1 母子世帯の母の年間就労収入の構成割合

	総 数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
平成15年	(100.0)	(35.1)	(36.1)	(17.0)	(6.3)	(5.5)	162万円
平成18年	1,217 (100.0)	380 (31.2)	476 (39.1)	215 (17.7)	72 (5.9)	74 (6.1)	171万円

(注) ・「平均年間就労収入」とは、母本人又は父本人の平成17年の年間就労収入である。

※「平均年間就労収入」の用語の定義は以下同じ。

・年間就労収入の総数は不詳を除いた値である。

表 1 5 - (2) - 2 現在就業している母の地位別年間就労収入の構成割合

	総 数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
平成15年 常用 雇用者	(100.0)	(7.9)	(31.7)	(32.4)	(14.1)	(13.9)	252万円
臨時・ パート	(100.0)	(48.3)	(44.2)	(6.0)	(1.2)	(0.2)	110万円
平成18年 常用 雇用者	465 (100.0)	33 (7.1)	157 (33.8)	150 (32.3)	60 (12.9)	65 (14.0)	257万円
臨時・ パート	482 (100.0)	207 (42.9)	237 (49.2)	35 (7.3)	3 (0.6)	- (-)	113万円

(注) 年間就労収入の総数は不詳を除いた値である。

表 1 5 - (2) - 3 現在就業している母の仕事の内容別年間就労収入の構成割合

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	平均年間 就労収入
平成18年 専門的・ 技術的職業	191 (100.0)	25 (13.1)	53 (27.7)	43 (22.5)	31 (16.2)	39 (20.4)	278万円
事 務	286 (100.0)	60 (21.0)	113 (39.5)	74 (25.9)	20 (7.0)	19 (6.6)	191万円
販 売	126 (100.0)	41 (32.5)	66 (52.4)	13 (10.3)	4 (3.2)	2 (1.6)	140万円
サービス 職業	225 (100.0)	78 (34.7)	104 (46.2)	36 (16.0)	4 (1.8)	3 (1.3)	139万円

(注) 総数は不詳を除いた値である。

表 1 5 - (2) - 4 父子世帯の父の年間就労収入の構成割合

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	平均年間 就労収入
平成15年 総 数	(100.0)	(6.2)	(10.9)	(22.5)	(18.6)	(41.9)	391万円
平成18年 総 数	161 (100.0)	7 (4.3)	19 (11.8)	34 (21.1)	28 (17.4)	73 (45.3)	398万円

(注) 総数は不詳を除いた値である。

表 1 5 - (2) - 5 現在就業している父の地位別年間就労収入の構成割合

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	平均年間 就労収入
平成15年 常用雇用者	(100.0)	(-)	(6.4)	(21.3)	(21.3)	(51.0)	450万円
平成18年 常用雇用者	121 (100.0)	1 (0.8)	9 (7.4)	26 (21.5)	23 (19.0)	62 (51.2)	431万円

(注) 総数は不詳を除いた値である。

(3) 母子世帯になってからの期間と年間収入

母子世帯になってからの期間と平均年間収入を見ると、「5年未満」が191万円、「5年以上」が236万円と「5年以上」経過した世帯の方が23.6%高くなっている。

表15-(3) 母子世帯になってからの期間と年間収入

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	不詳	平均年間収入
平成18年 総数								
5年未満	665 (100.0)	143 (21.5)	241 (36.2)	131 (19.7)	51 (7.7)	40 (6.0)	59 (8.9)	191万円
5年以上	768 (100.0)	93 (12.1)	245 (31.9)	216 (28.1)	77 (10.0)	81 (10.5)	56 (7.3)	236万円

(参考) 児童扶養手当受給者(平成19年4月1日現在)の手当受給後5年間の年間所得等の状況

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
平均所得	45万円	67万円	77万円	84万円	89万円
平均収入	118万円	138万円	150万円	156万円	162万円
平均収入伸率	(100.0)	(116.9)	(127.1)	(132.2)	(137.3)

(注) ・平均所得とは、平成13年度から児童扶養手当の受給を開始した者の額あって、平成14年から平成18年までの各年の現況届における控除後の所得額である。

・平均収入とは、平成13年度から児童扶養手当の受給を開始した者の額あって、控除後の所得額に給与所得控除額と社会保険料相当額(8万円)を加えた収入額である。

(4) 母子世帯の末子の状況別年間収入

末子が、小学校入学前の平均年間収入は 177 万円、小学生の平均年間収入は 208 万円、中学生の平均年間収入は 232 万円、高校生の平均年間収入は 248 万円であり、末子の年齢が上がるにつれて平均年間収入が増加している。

表 1 5 - (4) 末子の状況別母子世帯の年間収入

	総 数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間収入
総 数	平成15年 (100.0)	(20.3)	(35.9)	(23.4)	(11.1)	(9.2)	212万円
	平成18年 1,379 (100.0)	261 (18.9)	501 (36.3)	361 (26.2)	130 (9.4)	126 (9.1)	213万円
小学校 入学前	平成15年 (100.0)	(29.7)	(36.8)	(17.3)	(9.9)	(6.1)	181万円
	平成18年 312 (100.0)	92 (29.5)	123 (39.4)	51 (16.3)	24 (7.7)	22 (7.1)	177万円
小学生	平成15年 (100.0)	(22.1)	(40.5)	(21.6)	(8.7)	(7.0)	197万円
	平成18年 506 (100.0)	96 (19.0)	183 (36.2)	143 (28.3)	49 (9.7)	35 (6.9)	208万円
中学生	平成15年 (100.0)	(12.8)	(33.5)	(32.2)	(11.0)	(10.5)	233万円
	平成18年 251 (100.0)	37 (14.7)	83 (33.1)	78 (31.1)	26 (10.4)	27 (10.8)	232万円
高校生	平成15年 (100.0)	(10.2)	(31.0)	(27.9)	(14.2)	(16.7)	267万円
	平成18年 227 (100.0)	23 (10.1)	83 (36.6)	67 (29.5)	21 (9.3)	33 (14.5)	248万円

(注) ・総数は不詳を除いた値である。

・平均年間収入については、上段は平成14年、下段は平成17年の数値である。

(5) 母子世帯の預貯金額

預貯金額の状況は、「50万円未満」が 48.0 %と最も多くなっている。

表 1 5 - (5) 母子世帯の預貯金額

	総 数	50万円未満	50～100万円 未満	100～200万円 未満	200～300万円 未満	300～400万円 未満	400～500万円 未満
平成18年 総 数	1,517 (100.0)	728 (48.0)	103 (6.8)	127 (8.4)	81 (5.3)	39 (2.6)	10 (0.7)

500～700万円 未満	700～1000 万円未満	1000～1500 万円未満	1500～2000 万円未満	2000～3000 万円未満	3000万円 以上	不 詳
38 (2.5)	9 (0.6)	26 (1.7)	7 (0.5)	12 (0.8)	17 (1.1)	320 (21.1)

(6) 社会保険の加入状況

ア 母子世帯について、社会保険に加入していると回答した世帯の割合は、「雇用保険」は 56.3 %、「健康保険」は 93.6 %、「公的年金」は 82.6 %となっている。

イ 父子世帯について、社会保険に加入していると回答した世帯の割合は、「雇用保険」 70.8 %、「健康保険」は 98.9 %、「公的年金」は 90.8 %となっている。

表 1 5 - (6) - 1 母子世帯の社会保険の加入状況

雇用保険		健康保険		公的年金	
総 数	(100.0)	総 数	(100.0)	総 数	(100.0)
加入している	(56.3)	被用者保険に 加入している	(49.0)	被用者年金に 加入している	(45.4)
加入していない	(43.7)	国民健康保険に 加入している	(44.6)	国民年金に 加入している	(37.2)
		加入していない	(6.5)	加入していない	(17.5)

(注) 表中の割合は不詳を除いた割合である。

表 1 5 - (6) - 2 父子世帯の社会保険の加入状況

雇用保険		健康保険		公的年金	
総 数	(100.0)	総 数	(100.0)	総 数	(100.0)
加入している	(70.8)	被用者保険に 加入している	(63.8)	被用者年金に 加入している	(62.2)
加入していない	(29.2)	国民健康保険に 加入している	(35.1)	国民年金に 加入している	(28.6)
		加入していない	(1.1)	加入していない	(9.2)

(注) 表中の割合は不詳を除いた割合である。

2 1 ひとり親世帯の悩み等

(1) 子どもについての悩み

ア 悩みの内容について、母子世帯では、子どもの性別を問わず「教育・進学」が最も多く、次いで「しつけ」となっている。

イ 父子世帯では、男の子については「教育・進学」が最も多く、次いで「食事・栄養」となっており、女の子については「教育・進学」が最も多く、次いで「しつけ」となっている。母子世帯との悩みの違いが見られる。

表 2 1 - (1) - 1 母子世帯の母が抱える子どもについての悩みの内訳

	教育・進学	しつけ	就職	健康	非行	食事・栄養	結婚問題	衣服・身のまわり	その他
平成15年									
男の子	(50.3)	(21.8)	(11.0)	(4.9)	(3.7)	(3.3)	(0.1)	(0.3)	(4.6)
女の子	(55.9)	(17.1)	(8.9)	(7.3)	(2.0)	(2.3)	(1.9)	(0.5)	(4.2)
平成18年									
男の子	(55.8)	(18.9)	(10.3)	(5.3)	(1.8)	(2.3)	(0.5)	(0.9)	(4.2)
女の子	(56.9)	(19.0)	(5.5)	(5.2)	(2.1)	(2.6)	(1.9)	(1.5)	(5.3)

(注) 子どもの性別ごとの複数回答である。

表 2 1 - (1) - 2 父子世帯の父が抱える子どもについての悩みの内訳

	教育・進学	しつけ	就職	健康	非行	食事・栄養	結婚問題	衣服・身のまわり	その他
平成15年									
男の子	(40.9)	(16.1)	(9.7)	(5.4)	(1.1)	(21.5)	(3.2)	(2.2)	(-)
女の子	(25.8)	(28.8)	(12.1)	(15.2)	(3.0)	(10.6)	(-)	(1.5)	(3.0)
平成18年									
男の子	(53.2)	(8.5)	(8.5)	(6.4)	(1.1)	(10.6)	(5.3)	(-)	(6.4)
女の子	(47.1)	(18.6)	(2.9)	(10.0)	(2.9)	(5.7)	(1.4)	(8.6)	(2.9)

(注) 子どもの性別ごとの複数回答である。

(2) ひとり親等の困っていること

ア 母子世帯の場合、「家計」が 46.3 %、「仕事」が 18.1 %、「住居」が 12.8 %となっている。

イ 父子家庭の場合、「家計」が 40.0 %、「家事」が 27.4 %、「仕事」が 12.6 %となっており、母子世帯との悩みの違いが見られる。

表 2 1 - (2) ひとり親等本人が困っていることの内訳

	総 数	家 計	仕 事	住 居	自分の健康	親族の健康・介護	家 事	そ の 他
母子世帯	平成15年 (100.0)	(43.7)	(22.5)	(17.4)	(10.0)	(*)	(1.1)	(5.2)
	平成18年 1,172 (100.0)	543 (46.3)	212 (18.1)	150 (12.8)	124 (10.6)	59 (5.0)	22 (1.9)	62 (5.3)
父子世帯	平成15年 (100.0)	(31.5)	(14.2)	(5.5)	(8.7)	(*)	(34.6)	(5.5)
	平成18年 135 (100.0)	54 (40.0)	17 (12.6)	10 (7.4)	8 (5.9)	* (*)	37 (27.4)	9 (6.7)

(注) 総数は不詳を除いた値である。

(3) 相談相手について

ア 「相談相手あり」と回答した割合は、母子世帯では 76.9 %、父子世帯では 59.4 %となっており、母子世帯と比べて父子世帯の相談相手のいる割合が低い。

イ 相談相手についてみると、いずれの世帯も「親族」が最も多い。

表 2 1 - (3) - 1 相談相手の有無

	総 数	相談相手あり	相談相手なし	相談相手なし	
				相談相手が欲しい	相談相手は必要ない
母子世帯	平成15年 (100.0)	(80.7)	(19.3) (100.0)	(76.0)	(24.0)
	平成18年 1,470 (100.0)	1130 (76.9)	340 (23.1) (100.0)	231 (67.9)	109 (32.1)
父子世帯	平成15年 (100.0)	(50.6)	(49.4) (100.0)	(49.4)	(50.6)
	平成18年 197 (100.0)	117 (59.4)	80 (40.6) (100.0)	43 (53.8)	37 (46.3)

(注) 総数は不詳を除いた値である。

表 2 1 - (3) - 2 相談相手の内訳

	総 数	親 族	知人・隣人	母子自立 支援員等	公的機関	そ の 他	不 詳
母子世帯	平成15年 (100.0)	(65.0)	(29.4)	(0.5)	(2.3)	(2.7)	(-)
	平成18年 1,130 (100.0)	747 (66.1)	334 (29.6)	6 (0.5)	13 (1.2)	28 (2.5)	2 (0.2)
父子世帯	平成15年 (100.0)	(76.5)	(22.4)	(-)	(1.2)	(-)	(-)
	平成18年 117 (100.0)	79 (67.5)	33 (28.2)	- (-)	1 (0.9)	4 (3.4)	- (-)

表 2 1 - (3) - 3 相談相手が欲しい者の困っていることの内訳

	総 数	家 計	仕 事	住 居	自分の 健康	親族の健 康・介護	家 事	その他
母子世帯	平成15年 (100.0)	(45.9)	(18.6)	(20.2)	(12.6)	(*)	(-)	(2.7)
	平成18年 216 (100.0)	104 (48.1)	40 (18.5)	23 (10.6)	20 (9.3)	15 (6.9)	5 (2.3)	9 (4.2)
父子世帯	平成15年 (100.0)	(25.7)	(8.6)	(14.3)	(20.0)	(*)	(28.6)	(2.9)
	平成18年 40 (100.0)	13 (32.5)	5 (12.5)	4 (10.0)	4 (10.0)	* (*)	12 (30.0)	2 (5.0)

(注) 総数は不詳を除いた値である。